

# かながわ木づかい運動推進要綱

## (運動の趣旨)

第1条 県土の約4割を占める森林は、水源かん養、県土保全、保健休養などのさまざまな機能を有し、県民の生命と暮らしを守り、心に潤いと安らぎを与えてくれるかけがえのない県民共通の財産となっている。

また、森林は、木材生産という役割を担っており、戦後に植林された森林の多くが利用できる時期を迎え、そこから得られる木材資源の適切な利用を進めることが、森林保全の上からも重要となっている。

さらに、世界的にも急速に森林が減少していることから、身近な木材資源を有効利用することの重要性が高まっているほか、地球規模の環境問題が深刻になる中で、木材は再生産可能で環境に優しい資源として大いに期待されている。

そこで、県は県産木材の需要拡大と利用促進を図るため、「かながわ木づかい運動」（以下、「運動」という。）を推進する。

## (運動の目的)

第2条 この運動は、県民に木材利用に関する正しい理解を広めるとともに、県産木材の需要を拡大し、木の香あふれ、潤いのある生活空間や都市空間の創造と、活力ある森林づくりを推進するものとする。

## (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

### (1) 県産木材

神奈川県内で生産された素材ならびに当該素材を材料とする製材品

### (2) 木づかい製品

ア 県産木材を概ね5割以上使用（体積換算）して制作された木製品

イ 原料の一部にかながわ県産木材を含むことが納品書等により確認可能な紙類及び文具類

ウ イに定める紙類を使用する印刷物（冊子類については総ページ数の80パーセントを超えるページに使用する場合）の請負

## (運動の内容)

第4条 木づかい運動においては、次の各号に定めるものを実施する。

### (1) 木材利用に関する普及啓発

## (2) 県産木材及び木づかい製品の利用促進

### (運動の取組み)

第5条 県は、この運動を展開するために、「神奈川県環境基本計画推進会議」のもとに設置された「森林資源有効活用部会」を推進母体とし、全庁的な県産木材活用推進施策を講ずるものとする。

2 県は、庁内使用物品について、県産木材を使用した製品の利用を進めるとともに、公共事業等においても、積極的に県産木材の利用に努めていくものとする。

3 県は、この運動を広く県民各層へ展開していくため、市町村に対しても運動の推進を呼びかけていくとともに、森林・林業及び木材関係団体等と連携を図りつつ運動を推進していくものとする。

### 附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。